

愛知県港湾管理条例（昭和 29 年愛知県条例第 44 号）第 11 条の 2 第 4 項の規定に基づき、令和 5 年 4 月 1 日から適用される大塚海浜緑地の駐車場の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和 5 年 4 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

区 分	単 位	使用料の額（単位：円）
普通自動車	1 台 1 回につき	700
大型自動車	1 台 1 回につき	1,800